

個別施設計画

土木総務課No.	11
----------	----

策定年月日	R1年12月25日
-------	-----------

1 対象施設・施設概要

施設情報

施設名称	大衡作業センター	所管所属名称	仙台土木事務所
------	----------	--------	---------

公共施設等総合管理方針施設分類

大分類	公用施設	中分類	防災関係施設	小分類	防災機材倉庫
-----	------	-----	--------	-----	--------

主要建物概要

構造	棟情報一覧のとおり	用途	防災機材倉庫	建築日	棟情報一覧のとおり
経過年数	棟情報一覧のとおり	耐用年数	棟情報一覧のとおり	目標使用年数	棟情報一覧のとおり
運営方式	直営	管理者名称	仙台土木事務所	全延床面積(㎡)	214.93㎡
所在地	黒川郡大衡村字古館前6-2				

2 計画期間

令和2年度から令和11年度までの10年間

3 点検・診断によって得られた個別施設の状態

別添「県有建築物保全点検調査結果票(準用版)」のとおり

4 当該施設の必要性

設置根拠規定等	地方自治法第155条第1項、第156条第1項 行政機関設置条例第15条、水防法第3条の6 ほか	必要性の有無	有
業務内容	行政組織規則第95条6項		
必要性の判断理由	仙台土木事務所管内の道路補修や除融雪、河川管理維持や水防活動のための資機材、車両等を格納する施設であり、地域住民が道路を安心して通行するためや河川による水害を予防するためにも必要性が高い。		

5 施設ごとの今後の対策

管理に関する基本的な考え方を踏まえた施設の管理方針	職務遂行に当たり必要不可欠な施設であり、適正な維持管理が必要であることから、今後も適切な維持管理に努める。 点検・補修結果については、データを蓄積し今後の施設保全に活用する。 また、予防保全の考え方を取り入れ、劣化状況等に応じた周期的な改修等を図るとともに、計画的な修繕・更新を行う。
施設間・対策間の優先順位の判断内容	令和元年度現在で、事務所及び格納庫は築40年と、一部、耐用年数・目標使用を既に経過し、全体的に老朽化している。 令和元年9月に実施した県有建築物保全点検結果では、事務所が外壁仕上げ材劣化等で「要注意」、格納庫が外壁のひび割れ・欠損で「要注意」、屋根の欠損で「要是正」、水防倉庫が外壁に藁が張り付いている及び屋根の腐食で「要注意」と指摘があり、格納庫の屋根と外壁の修繕が優先的に必要であり、R3年度に修繕工事(489千円)を計画した。また、「要注意」箇所については、経過観察のうえ劣化の状況に応じて修繕する。 また、過去5年間での修繕実績はないが、平成31年3月の強風により破損し仮修繕した格納庫のシャッターについて令和2年度に部品交換等の修繕(221千円)を予定しており、今後も、計画的な保全点検に努めながら、適正な維持管理をしていく。

(参考様式：調査結果票)

県有建築物保全点検調査結果票 (準用版)

施設名称：大衡作業センター

延べ面積：44.71 m² 1 階建て

棟名称：事務所

竣工年月：1979/03/25 W 造

点検日：2019/09/02 40 年経過

番号	調査項目		調査結果	写真番号
2 建築物の外部				
(2)	基礎	基礎の劣化及び損傷の状況	■ 支障なし □ 要注意 □ 要是正	
(6)~(10)	躯体	外壁躯体の劣化及び損傷の状況	■ 支障なし □ 要注意 □ 要是正	
(11)~(14)	外壁	外装仕上材等	□ 支障なし ■ 要注意 □ 要是正	1
(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況並びに雨漏れの状況	■ 支障なし □ 要注意 □ 要是正	
3 屋上及び屋根				
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況並びに雨漏れの状況	■ 支障なし □ 要注意 □ 要是正	
(2)~(4)	屋上周り	バラベット、笠木の劣化及び損傷の状況	■ 支障なし □ 要注意 □ 要是正	
(5)	(屋上面を除く)	排水溝の劣化及び損傷の状況	□ 支障なし ■ 要注意 □ 要是正	
(7)	屋根	屋根の劣化及び損傷の状況並びに雨漏れの状況	■ 支障なし □ 要注意 □ 要是正	
5 避難施設等				
(8)	避難上有効なバルコニー	手すり等の劣化及び損傷の状況	□ 支障なし □ 要注意 □ 要是正	該当無し
(25)	排煙設備等	防煙壁	防煙垂れ壁の劣化及び損傷の状況	□ 支障なし □ 要注意 □ 要是正 該当無し
(28)	排煙設備等	排煙設備	排煙設備の作動の状況	□ 支障なし □ 要注意 □ 要是正 該当無し
(39)	その他	非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	□ 支障なし □ 要注意 □ 要是正 該当無し
(特記事項)				